

死刑執行に抗議する会長声明

1 2017年7月13日、大阪拘置所及び広島拘置所において各1名の死刑が執行された。前回の死刑執行から8か月余りでの執行である。

当会は、再三にわたり、死刑執行に抗議をしてきたが、またも死刑執行がなされたことに対し、強く抗議する。

2 日本弁護士連合会は、2016年10月7日、第59回人権擁護大会において、「日本において国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであること。」等を内容とする宣言を採択し、政府に対し、死刑廃止を目指すことを求めるとともに、日本弁護士連合会としても、死刑廃止に向けた取り組みをすすめる旨表明している。

3 また、国際的にみても死刑廃止はその趨勢であり、世界で死刑を廃止又は停止している国は141か国に上っている。死刑を存置している国が57か国あるものの、2014年に実際に死刑を執行した国は少なく、日本を含めて22か国であった。すでに、全世界の大半の国において死刑の執行はなされていない。こうした状況を受け、2014年、国際人権（自由権）規約委員会は、政府に対して「死刑廃止を十分に考慮すること」等の勧告を行っている。

しかし、政府は、かかる勧告を無視し、さらには日本弁護士連合会の宣言に抗うかのごとく死刑執行をしたもので、当会としても到底容認することはできない。

4 当会は、これまでも死刑執行に対し、抗議をしてきているところであるが、今回も短期間のうちに死刑執行が繰り返されたことに対し、強く抗議するとともに、直ちに死刑執行を停止し、死刑廃止に向けての全社会的議論を開始することを求める。

2017年（平成29年）7月24日

青森県弁護士会

会長 岩谷直子